			△ 1,090,774	△ 1,090,774	△ 1,090,774	△ 1,090,774
△ 1,943,834			168,533	168,533	△ 1,775,301	—
	△ 415,889		246,646	246,646	△ 169,243	—
					—	—
△ 1,943,834	△ 415,889	2,685,752	△ 3,361,347	△ 3,361,347	△ 3,035,318	△ 1,872,729
6,614,832	2,611,271	14,520,299	△ 675,594	△ 675,594	23,070,808	98,324,379

注　記　事　項

【重要な会計方針】

当事業年度より、改訂後の国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」(国立大学法人会計基準等検討会議　令和６年２月21日改訂)）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」(文部科学省　日本公認会計士協会　令和６年６月13日最終改訂)(以下「国立大学法人会計基準等」という。)を適用して、財務諸表等を作成しております。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

なお、「基幹運営費交付金（ミッション実現加速化経費)」「特殊要因運営費交付金」で措置された運営費交付金については、文部科学省の指定に従い、期間進行基準、業務達成基準または費用進行基準を採用しております。また、「鹿児島大学の業務達成基準に関する取扱要領」に基づき、学長の承認を得たプロジェクト事業については、業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としており、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	６～50年	構築物	７～60年
機械装置	５～９年	工具器具備品	２～20年
船舶	５～16年	車両運搬具	３～７年

なお、国から承継した有形固定資産については見積耐用年数、受託研究等（共同研究や受託事業等を含む）収入により令和５事業年度以降に有形固定資産を取得している場合で、当該資産を当該研究の終了後も使用する予定である場合は、法人税法上の法定耐用年数としています。

一方、当該資産が当該研究の終了後に他の目的に使用することが困難な場合及び令和４事業年度以前に取得した有形固定資産は、当該受託研究期間を耐用年数としております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第86）の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。なお、法人内利用ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．徴収不能引当金の計上基準

将来の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

４．賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、翌年度以降の運営費交付金により財源措置されない教職員への賞与の支払いに備えるため、当該教職員に対する支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における賞与引当増加相当額は、国立大学法人会計基準第82第２項に基づき計算された賞与に係る賞与引当金の当期増加額を計上しております。

５．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金以外の財源で措置される退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を計上しております。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における退職給付引当増加相当額は、国立大学法人会計基準第83第４項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

６．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券　償却原価法（定額法）

その他有価証券　　期末日の市場価格等に基づく時価法

７．たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準　低価法

評価方法　移動平均法

但し、共同獣医学部附属動物病院に係る医薬品及び診療材料については、当分の間、最終仕入原価法により行っております。

また、金額的重要性のない貯蔵品については、最終仕入原価法を採用しております。

８．収益及び費用の計上基準

⑴　附属病院の診療に係る収益

附属病院の診療に係る収益は、主に健康保険組合等の保険者又は患者から支出された医療費（診療費）であり、当法人は患者に対して診療行為等のサービス等を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、診療行為等のサービス等を実施した一時点において充足されると判断し、収益を認識しております。